

郷土文化財紹介

重要文化財シリーズ

＜十一面観音像と 三十三観音像＞

握自治会の最上部山肌に五社神明神社が望めますが、その直ぐ下方の道路脇に握観音堂があり、法量(仏像の大きさ)90cmの色鮮やかな十一面観音菩薩立像と三十三観音像が安置されています。平成5年中津川市の有形文化財に指定されました。

これらの観音像については、古文書があり「観音堂縁起」では、正徳3(1713)年観音堂を再興し十一面観音像と脇仏2体(弘法大師像、伝教大師像)を

吉村勘六郎が願主となり田立村禅洞院の覚峰禅師が彫刻したとあります。この時聖観音など何体かを古谷弥七郎、吉村八郎

右衛門等何名かが願主または施主となり彫像されたようです。これに続いて長昌寺徒弟禅虎による

「握十一面観世音入堂之拙偈」があり、握の岡には昔から観音堂があって

下組役人吉村八郎右衛門秋信が観音尊像を拝むことを切望し田立禅洞院の覚峰禅師に乞い願ひ、禅師応えて享保11(1726)年自ら尊像を携えて観音堂に安置したとあります。彫像されてから入堂までに13年もの開きがあり不可解な部分がありますが、それを明かすものではなく残念です。

このことについては「ふるさと握(可知喜八著)」に詳しく述べられています。



↑ 十一面観音像



↑ 聖観音像

33観音については、原寛氏の調査によると9番の不空羅索観音には「寛保三(1743)亥年二十九番の内田口崑兵衛」、10番の千手観音には「二十七の内田口崑兵衛」と銘があるそうです。三十三観音は享保11年以降も彫像され、それには田口崑兵衛等が関わっているようです。



↑ 不空羅索像

その後慶応3(1867)年に吉村仁左衛門等が施主となり修理粉飾されて、明治の廃仏毀釈を乗り越え今日に至ります。今は握自治会が管理され維持されていますが、いずれの観音像も傷みが進んでおりこのままでは残念でしかたありません。

